大規模盛土造成地に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　大規模盛土造成地は危険ということですか？

大規模盛土造成地は単に盛土が行われた宅地であり、その宅地が危険ということではありません。

現地踏査では、既に危険な事象が生じている造成宅地は見つかりませんでした。

これらの区域のほとんどは、比較的新しい時期の土地区画整理事業により適切な施工が行われ、効果的な対策が講じられていることが確認できています。

このほかの区域については、市街化調整区域のため、開発許可等により適切に対応していくことになります。

これらのことから、本市においては、現時点では「造成宅地防災区域」に指定すべき大規模盛土造成地は存在しないと考えています。

Ｑ２　他都市では、「大規模盛土造成地」を公表しているのですか。

詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。

なお、埼玉県内では、68.3%の市町村が公表しています。（平成 25 年度末現在）

Ｑ３　大規模盛土造成地に入っていると、土地を造成するときなど何か特別な手続き等が必要になりますか。また、土地の売買の際に重要事項説明書に記載する必要がありますか。

大規模盛土造成地に入っているからといって特別な手続き等の必要はなく、建築物の建築に際しても特別な規制はありません。

また、宅地建物取引業法による重要事項説明書には記載する必要はありません。